

◎ 民法上の諸問題 ◎

事 例	法 律 関 係 (民法の条文)
A (18歳の男性) は B (16歳の女性) にプロポーズするため、親に相談した上で 50 万円の指輪を買った。また、結婚後の新居としてアパートを借りることにした。	未成年者の行為能力 (5) 法定代理人 ・ 親権者 (818) ・ 後見人 (838)
結婚から 1 ヶ月後、A は相撲の賭け (賭博) に勝ち、100 万円が手に入る見込みになったため、今度は親に相談することなく、中古車を購入した。	婚姻による成年擬制 (753) ⇒ 婚姻の効力
しかし、その車には欠陥があり、A はディーラーに騙されていた。	意思表示の欠缺 (詐欺) (96) ⇒ 法律行為の成立
A は賭博で勝った 100 万円を請求し続けたが、相手はいつこうに払わなかった。	公序良俗に反する行為の成立 (90) ⇒ 法律行為の成立
そのため、A は車の代金を払うことができなくなり、借りているアパートを大家に無断で、C に転貸することにした。	転貸の制限 (612) ⇒ 法律行為の効力
なお、A は、大家から「隣の部屋も空いているが、借りてくれる人を探してくれないか」と頼まれていた。	無権代理 (113)
大家は A が賃貸借契約に違反していると考え、契約を解除し、賃貸物件の明渡しを求めることにした。また、自らの所有権に基づき、物件の明渡しを請求した。	債権と物権 (物権的請求権)

<p>その後、Aは実家に戻り、そこで生活していたが、父親名義の家を無断でDに3,000万円で売り、さらにEにも4,000万円で売ることにした。</p>	<p>二重譲渡の成立</p>
<p>そのため、DとEの間で争いが生じたが、Dは自分の方が先に買ったため、自分の方が優先すると主張した。</p>	<p>物権（所有権）の対抗力（177）</p>
<p>なお、Dが自分よりも安い値段で購入したことを知ったEはAに差額の返還を求めた。</p>	<p>代金の決定（私的自治）</p>
<p>ところで、Aの近所には年配の夫婦が住んでいたが、旅行に出かけることになり、駅まで車で送ってくれるようAに頼んだところ、Aは2,000円払えば引き受けると答えた。年配の夫婦はそれを承諾し、駅まで送ることになったが、走行中、Aは急ブレーキをかけ、夫婦にけがを負わせてしまった。</p>	<p>契約不履行に基づく損害賠償請求（任意債権） 不法行為に基づく損害賠償請求（法定債権）</p>
<p>また、Aは歩行者の男性Fを撥ね、死亡させた。Fには妻Gと子供Hがおり、Gは2人目の子供を妊娠していた。GはAに損害賠償を請求することにした。</p>	<p>不法行為に基づく損害賠償請求（709） →自賠法3</p>
<p>さらに、子供Hと、まだ生まれていない子供の分も損害賠償を請求することにした。</p>	<p>権利能力（3） 損害賠償請求権に関する胎児の権利能力（721）</p>
<p>また、Fの遺産を3人で分けることにした。</p>	<p>相続 相続に関する胎児の権利能力（886）</p>

<p>これに対し、Fは遺言を残していたと主張する女性Iが現れ、Fの遺産相続について争いが生じた。</p> <p>Iが所持する遺言によれば、Fの全遺産はIに与えられるとされるが、Gは自分が相続できないのは不当であると主張した。</p> <p>また、そもそもFの遺言は形式的要件を満たしていないため無効であると述べた。</p>	
<p>交通事故の後、Aは家に帰らず、別の女性Jと同棲するようになり、半年後、Jが妊娠した。そのため、BはAとの離婚を考えるようになったが、Aが応じないため、裁判で争うことにした。</p>	<p>裁判上の離婚 (770)</p>
<p>その後、Jは子供を産んだが、Aは自分が父親であることを認めなかった。そのため、AとJとの関係も悪化し、Jは別の男性Kと結婚することになった。Kは、Jの子供を養子にし、育てたいと考えている。</p>	<p>認知の訴え (787)</p> <p>配偶者の嫡出子を養子とする縁組 (795 但書)</p> <p>未成年者を養子とする縁組 (798)</p>